



発行：NPO 法人岡崎がくどうの会

【TEL&FAX】0564-32-0325

【E-Mail】okazakigakudou@yahoo.co.jp

岡崎がくどうの会は、学童保育の施策の拡充を求めて、岡崎市に定期的に「提言および要望書」を提出し、回答を得ています。今年度は、2024年2月5日付で市に提出しました。

市からは、2024年2月28日付で市長名にて回答を得ました。市の回答をもとに市議会議員との懇談を行うなど、今後の活動に役立てていきます。ここに「提言および要望書」とその回答の全文を掲載いたします。

【事務局長：平岩葉介】

「岡崎市の学童保育の充実を求める提言および要望について」と「岡崎市からの回答」

1. 学童保育の待機児童をゼロにするために

学童保育は、就労家庭の増加はもちろん、児童福祉法の改正（2015年4月）による入所要件の拡大（小学6年生まで）であったり、子どもたちをめぐる治安の悪化であったり、国のさまざまな施策の拡充により、今後のニーズは少子化に反比例して確実に増加します。

岡崎市の待機児童数は、この11年間で、以下に示すように、依然としておおくの児童が待機を余儀なくされています。本来は学童保育を必要とする家庭でも、学区こどもの家の「かばん下校」を余儀なくされているケースもあります。

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2013
人数	105	129	123	114	103	124	242	174	183	91	48

※2020年は7月1日現在。ほかは5月1日現在。

岡崎市の登録児童数は、この11年間で、以下に示すように、コロナ禍の影響はあるものの、着実に増加しています。

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2013
人数	3,390	3,180	3,014	3,056	3,067	2,825	2,646	2,361	2,213	2,091	2,093

登録児童数の増加は、公立と民間のか所数がふえた結果ではありますが、それでも待機児童数が減少しないのは、学童保育のニーズに対する受け皿が追いついていないことの証左とも言えます。

学童保育を必要とするすべての家庭がかならず学童保育に入所できるよう、岡崎市には、公的責任として、こんごも確実に増加する児童数を見越した、受け入れ児童数の拡大という抜本的な対応をもとめますが、当会としても、その理念である「岡崎市子どもたちが安心・安全に放課後をすごし、生きる力を育てていく」のもとに、受け入れ児童数の拡大と待機児童の解消に尽力してまいります。

《回答》

待機児童の解消は喫緊の課題であると認識しており、本年度、市営住宅の建て替え整備に合わせ、市営住宅敷地内に放課後児童クラブを併設して1クラブ整備することができました。また、民間事業者による放課後児童クラブの誘致により、新たに2学区で令和6年4月から開設することが見込まれることから合わせて116名の受入増となる予定です。今後も更なる受入数の増に努めることはもちろん、公民が協力して、放課後児童健全育成事業を効果的に実施するため、岡崎市放課後児童クラブ等子どもの居場所拡充検討委員会を設置し、民間放課後児童クラブの事業者からも御意見をお伺いしています。市内民間事業者の中で最大規模である貴法人におかれましても、放課後児童健全育成事業の推進により一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

2. 民間児童クラブ利用者育成料補助金の拡大

児童育成センターと民間学童保育所の保育料格差是正のため、2005 年度より民間児童クラブ利用者育成料補助金が各保護者に交付されています（2023 年度は 1,800 円/月）。2017 年度からは、児童扶養手当法による支給を受けている世帯を対象に、上限 6,000 円/月が支給されるなど区分が改定されています。

当会は、6 クラブを一括運営することで、各クラブの保育料の減額もはかり、2013 年度からは、各クラブの保育料を 12,000 円/月と減額することができました。それでも、児童育成センターの育成料 7,000 円/月と比較して、いまだにかなりの格差があります。

おなじ岡崎市内に在住しているにもかかわらず、公民の差により保育料にこれほどの差ができることは、是正すべきです。公立でも民間でも子どもたちは等しくおなじように学童保育を利用できなければならぬと考えます。それははたらく保護者にとってもおなじです。

当会といたしましても、月額保育料の減額について、さらに検討を重ねるべきと考えておりますが、最低賃金や消費税や物価などの上昇もあり、月額保育料を減額することはかなりむずかしい状況であります。

以上のことから、民間児童クラブ利用者育成料補助金の増額による公私間の格差是正をひきつづき、提言・要望いたします。

《回答》

貴法人におかれましては一体型運営等の運営効率化による利用者負担軽減に御尽力をいただきまして誠にありがとうございます。

本市は、国制度に基づき「放課後児童健全育成事業費補助金」の交付水準を着実に引き上げてきたことに加え、市独自の制度として「民間児童クラブ利用者育成料補助金（以下「育成料補助金」。）」を交付しています。育成料補助金につきましては生活保護法又は児童扶養手当法による支給を受けている世帯への特例措置等が設けられ、より支援が必要な保護者に対応する内容となっています。

民間の放課後児童クラブにつきましては、事業者の理念や方針に基づき、職員の体制や施設の維持管理等の運営内容を決定し、利用者負担金を定めているものと認識しており、児童育成センターにおいても同様に、利用者負担金と運営内容のバランスを勘案して現在の体系としております。

したがって、公民の放課後児童クラブにおける利用者負担金の比較にあたっては、それぞれが提供するサービス内容の相違点にも留意する必要があります。なお、実質的に民間放課後児童クラブしか選択肢がない学区の場合の平等性の確保は課題であるとの認識を持っているため、引き続き検討を進めたいと考えています。

3. 民間児童クラブ利用者育成料補助金のしくみの抜本的なみなおし

民間児童クラブ利用者育成料補助金は、岡崎市独自の制度としてとりくまれており、家庭の状況におうじた経済的負担の軽減を目的に各保護者に交付されています。

その申請にかかる手続きは、年度末に、各保護者が個別に民間児童クラブ利用者育成料補助金交付申請書兼実績報告書を作成し（手書きのばあいあり）、各クラブが集約（一部代行）して、岡崎市に A4 用紙で提出しています。その枚数は、当会だけでも約 450 枚（2023 年度）となります。児童扶養手当法などによる支給を受けている世帯は年 3 回、年度途中で退所した世帯はその都度、A4 用紙で提出しています。

これらの手続き方法を効率的にみなおすことができれば、各保護者や各クラブの事務的な負担軽減をはかることができますし、行政の担当者が書類を確認したり、口座振込の手続きをしたりといった事務作業の削減をはかることもできると考えます。

さらに、民間児童クラブ利用者育成料補助金のしくみを抜本的にみなおし、各保護者への交付ではなく、各クラブ（事業者）への交付とすることができれば、各方面のさらなる事務的な負担軽減をはかることになり、かつ、原理的に保育料を減額することができます。

それらのみなおしにともない、一時的には事務作業の負担増があると思われませんが、長期的には、確実に負担減となります。

具体的にどのようにすすめていくかについては、行政上の手続きで困難なこともあるかもしれませんが、この課題を解決・解消することが次世代につながることをねがい、提言・要望します。

《回答》

育成料補助金の交付事務にあたり、日頃から各クラブ担当者様におかれましては、利用者の皆様からの申請書の提出期限の周知、取りまとめなど多大なる御尽力をいただきまして誠にありがとうございます。育成料補助金の交付事務については、前項の 2 で検討していく中で、仕組みについても事務の合理化を検討したいと考えています。